

# 令和6年度 移住者機械等支援事業の概要

## 事業の趣旨

大洲市外から移住してきた者が農業経営を開始するにあたり、必要な機械導入・施設整備に対し補助を行うもの

### 1. 事業対象者

50歳以上70歳以下の新たに農業経営を開始する担い手であること

申請日から起算して2年以内に移住してきたもの

例えば、令和6年5月1日に申請する場合、令和4年5月1日以後に転入してきたものが対象

### 2. 補助率

対象経費の1/3以内。ただし、補助金は150万円を上限とする。

※ なお、補助金は「事業完了確認後」に支払う

### 3. 対象事業

国・県による補助事業の採択要件に満たないもの

計画時の総事業費（税込額）が30万円以上であること

### 4. 導入機械・施設の例

トラクタ、コンバイン、選果機、乾燥機、トラクタ用アタッチメント等

ビニールハウス、果樹用の棚、ビニールハウス内環境制御装置等

※ 事業経営の用途以外に使用可能な「汎用性の高いものを除く」

### 5. 注意事項

年度内に事業が確実に完結しないと判断された場合、受付できない場合があります。

本事業は、1経営体につき1回のみ活用できます。ただ、当事業では、1回の活用で2種類以上の機械・施設の導入が可能です

交付決定額が予算額に達した時点で受付を終了します。

### 6. その他

事業の「流れ」については「裏面」のとおり

～申請書類の受付・問合せ先～

大洲市農林水産部 農林振興課 農業振興係

電話 0893-24-2111 (内線223)

# 令和6年度 移住者機械等支援事業の流れについて

○=事業実施主体【補助事業申請者】 / ■=大洲市

## ○補助申請

<p><b>【提出書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業計画書</li> <li>○就農計画書</li> <li>○住民票の写し</li> <li>○見積書（2者以上） [機械・設備はカタログ。施設等は設計書及び図面の添付]</li> <li>○通帳の写し</li> </ul>	<p><b>【確認事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■申請の目的、目標、具体的効果・成果見込 ※ <u>数値で明確に説明できるもの</u></li> <li>■事業計画書との整合性確認</li> <li>■転入日の確認</li> <li>■金額、規格等の確認</li> <li>■補助金支払口座の確認</li> </ul>
<p>※1 原則として「業者選定」を入札方式で行うため、納品・納入については希望の業者・機種とならない可能性があります。</p> <p>※2 補助金の対象となるのは、消費税「抜き」の部分です。 (消費税は、全額「事業実施主体」の負担となります。)</p>	

■申請書類受付                      ■判定（決定・却下等）

## ○業者選定

- 業者選定（大洲市の基準に準じる）
- 業者宛通知（大洲市の基準に準じる）
- 入札執行等（事業実施主体が執行し、大洲市が補助）

## ○完了報告

- 請求書（大洲市に写しを提出）
- 領収書（大洲市に写しを提出）
- 納品書又は施工業者による完了届（大洲市に写しを提出）
- 完成（納品）写真（事業実施主体が撮影し、大洲市に提出）

■しゅん功検査【現地で「事業の完了確認」】      ○立会

## ○請求手続

- しゅん功検査完了後、事業実施主体から大洲市に対して補助金を請求

■補助金支払【事業の完了確認が支払の条件】